

学校法人光塩学園
光塩学園女子短期大学
機関別評価結果

令和 5 年 3 月 10 日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

光塩学園女子短期大学の概要

設置者	学校法人 光塩学園
理事長	南部ユンクィアンしづ子
学 長	鳴原 正世
A L O	藤本 真奈美
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	北海道札幌市南区真駒内上町 3 丁目 1-1

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養科		100
保育科		100
	合計	200

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

光塩学園女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和3年7月6日付で光塩学園女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

光塩学園女子短期大学は、開学以来「光と塩」を建学の精神とし、「知識・徳性・技術」を教育理念に掲げ、教育の目的・目標を定め、衣食住と幼児教育を専門分野として、有為な人材を育成している。建学の精神は、ウェブサイトや学校案内パンフレット、学生募集要項で公開されており、学生にはキャンパスガイドなどの資料により入学時より周知が図られている。

地域・社会に向けた公開講座や卒業生等を対象としたリカレント教育を実施するなど、地域・社会と連携した活動を実施している。

学習成果は、2つの学科ごとに、建学の精神、教育理念、教育の目的・目標に基づき定められており、量的データ、質的データとして測定し、ウェブサイト等で学内外に表明され、教務部会、学科会議で定期的に点検・評価している。

卒業認定・学位授与の方針は、学科ごとに3つにまとめられており、学則に基づく卒業に必要な単位を修得すること、専門的知識・技能を身に付けることに加え、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けることを求めている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、学科ごとに3つにまとめられており、これに沿って教育課程が編成されている。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、ウェブサイトや学生募集要項で学内外に示されている。

自己点検・評価については、光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、日常的に点検・評価活動を行っており、自己点検・評価報告書を毎年刊行し、ウェブサイトで公表している。

教育課程は基礎科目、専門科目、教職専門教育科目において体系化されており、学習成果は具体的で一定期間に獲得可能なものとなっており、学習成果の獲得状況は、学業成績、GPA、成績分布、免許・資格獲得者数等の量的データと、学外実習の評価、学生の満足度調査、卒業生の就職先からの評価等の質的データにおいて測定されている。

学習成果の獲得のための学生支援としてクラスと担任に相当するADシステム（Advise and Discussion System）が機能しており、「履修カルテ」、「学修ポートフォリオ」を基にアドバイザー教員が指導に当たっている。成績評価基準はシラバスに明記されており、学

習成果の獲得状況は校内事務システムを通して、アドバイザー教員、学科会議、教務部で共有されている。

入学手続き者に対しては、入学前に推薦書籍紹介や新聞・テレビの活用等の情報提供を行うほか、調理の基礎技術講習、ピアノレッスンを実施している。入学後には、理事長から建学の精神等の説明があり、その後、学生部、教務部の説明を経て、AD システムごとに学生がアドバイザーのもとに集まる AD タイムが開かれており、学生生活への不安払拭に努めている。基礎学力が不足する学生に対しては、学力を補う「文章表現」等の科目を開設するとともに、時間外での補習を実施している。学生生活支援として、学生が健康を維持して学業に専念できるよう、昼食として給食を提供しており、学生の調理実習としても活用している。健康管理、メンタルヘルスケアとしては、保健室と相談室を設置しており、保健室には養護教諭が常駐し、相談室には公認心理師を配置している。進路支援は、アドバイザー教員と就職部職員が担っており、ICT を活用したオンラインによる模擬面接や就職相談を実施している。

専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、この数とは別に食物栄養科では、実験・実習のための助手を配置している。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っており、研究成果は紀要を発行して内外に公表している。専任教員には週1回半日の研修日が認められており、研究時間を確保している。事務組織は規程の定めにより適切に編成されており、責任体制が明確である。FD・SD 活動としては定期的に研修会を実施している。教職員の労務管理は就業規則に基づき適切に行われており、法令遵守に努めている。校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた授業を行うための講義室、演習室、実習室や、機器・備品を整備している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は寄附行為に基づき選出されており、建学の精神、教育理念を深く理解しリーダーシップを發揮している。理事は寄附行為に規定された定数を満たしており、理事会は定期的に開催されている。学長は、規程に基づき理事会において選任されており、学識に優れ教育研究の最高責任者としての職務遂行に努めている。監事は、学校法人の業務、財産の状況について理事会及び評議員会で意見を述べている。ただし、評価の過程で、監事が出席していない理事会及び評議員会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員で構成されており、法令にしたがい運営されている。

短期大学は、学校教育法施行規則及び私立学校法に定められた情報を、ウェブサイトや広報誌で積極的に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な

改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準I 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 設立以来「光と塩」を建学の精神としており、博愛の精神のもとに教育を実施している。地域住民を対象とした「給食試食会」やシアタールームを使った「映画観賞会」等を実施し、他大学を含む卒業生を対象としたリカレント教育を実施しており、地域に教育資源を提供することを通して地域・社会の発展に寄与している。

基準II 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 卒業認定・学位授与の方針において、豊かな人間性と社会の発展に寄与できる資質が示され、それを具現化するため、教育課程において、「芸術鑑賞・教養講座」が設定されている。質の高い芸術や文化に触れ、感性を高めるという体験的学習と、各専門につながる食物栄養科の数学力、保育科の文章力といった基礎教養を学ぶ独自の科目となっている。

[テーマB 学生支援]

- 開学以来、皆が同じものを食べ、健康に不安なく学習に取り組めるようにとの理念で、昼食に給食を実施している。短期大学の食物栄養科の調理室を実習に利用したり、行事食や地域の特色あるメニューを取り入れたりしており、食文化や食育など、食物栄養科だけでなく保育科の学生にも学びの機会を提供する場になっている。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマB 物的資源]

- 併設の認定こども園を実習及び実習指導における観察の場として活用している。真駒内キャンパスにある短期大学校舎は併設されている認定こども園と棟続きとなっているため、学生は日頃から園児たちの様子を自然と目にすことができ、保育士を目指す学生の意識の向上に役立っている。4階の子どもシアターでは園児や子ども達への読み聞かせ学習と人形劇や紙芝居を行うことができ、認定こども園との連携を有効に活用している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準II 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 一部のシラバスに、時間外学習の内容・時間が記載されていないものがみられる。教務部による点検体制自体は整備されているので、シラバスの入稿・印刷時期を見直して点検を実質化したり、電子シラバスの採用を検討したりすることが望まれる。
- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

基準III 教育資源と財的資源

[テーマA 人的資源]

- 学生からの授業評価アンケートについては、集計・分析までは行われているようであるが、その結果をどのように授業改善に役立てているか、教員の取組みを学生に公表しているかといったPDCAサイクルまでは確認できなかった。教員のティーチングポートフォリオ作成やFD報告書などへの改善例の掲載など、授業改善の取組みを明文化して可視化することが望まれる。
- FD・SD活動の取組み不足がみられることから、例えば学生募集に関して、短期大学のセールスポイントをどのように伝えるのか等、学生募集に対する考え方やノウハウを交換・共有するなど、FD・SD活動を通して教職員協働で短期大学の教育を点検する機会を作ることが望まれる。

[テーマD 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金があるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。経営改善計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準IV リーダーシップとガバナンス

[テーマC ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定にしたがって理事の業務執行状況についても記載する必要がある。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準IV リーダーシップとガバナンス

[テーマC ガバナンス]

- 評価の過程で、監事が出席していない理事会及び評議員会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「光と塩」を建学の精神とし、「知識・徳性・技術」を教育理念としており、短期大学設立以来一貫して博愛を根底に置いた教育を実践している。建学の精神、教育理念に基づき、学科ごとに教育の目的・目標を定めており、さらに全学で5つ、学科ごとに5つの学習成果を定めている。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に定めており、これらは建学の精神とも合致している。

従前から多くの公開講座やボランティア活動を実施しており、令和3年度には卒業生および他大学卒業生を対象としたリカレント教育を実施するなど、地域・社会に貢献している。

学習成果の査定は、量的には、学業成績、GPA、成績分布、単位修得状況、卒業者数、免許・資格取得者数、就職状況において、質的には、学生による授業評価アンケート、学外実習の評価、学生の満足度調査、卒業生による評価、卒業生の就職先からの評価等において行っている。学習成果の査定において出された課題は、教務部会、学科会議、ADシステムのアドバイザーが点検し共有するとともに改善につなげている。

平成10年度に設置した自己点検・評価委員会は日常的に点検・評価活動を行っており、特に学校教育法、短期大学設置基準等の関連法令の変更を確認し、部署間の交流・連携に努め、教育の質を保証している。自己点検・評価報告書は、平成11年度に最初の報告書を刊行し、平成20年度より毎年刊行されており、平成28年度以降のものはウェブサイトで学内外に公表している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学則に定めた卒業に必要な単位を修得することに加え、教育目的、教育目標の達成を具体化する形で、各学科に3つずつ定めている。なお、卒業認定・学位授与の方針には、各学科にそれらの学習成果の獲得をもって学位を授与するとの文言を盛り込むことが望まれる。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に定めた3つに対応させる形で、やはり各学科に3つずつ定めており、短期大学設置基準にのっとった教育課程は授業計画において、基礎科目と専門科目での学習の流れの明示につながっている。基礎科目には「文章表現」のような基礎学力の修得を目的とするも

のや、「芸術鑑賞・教養講座」のような異なる文化、伝統などの教養を身に付ける科目が配置されている。これらの科目の修得をとおして、卒業認定・学位授与の方針に定めた「幅広い教養と豊かな人間性」が獲得できるようになっている。専門科目には、各学科で目指す免許・資格に対応した科目が配置されている。各学科での資格取得により区分されたカリキュラムマップで、基礎科目と専門科目との関係が示されており、学習の目標と段階の確認が容易なものとなっている。なお、シラバスの一部に内容・時間が記載されていないものがあり改善を要する。また、卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

入学者受入れの方針は、建学の精神、学習成果に対応しており、各学科に3つずつ定めている。入学者受入れの方針に合わせて、学校推薦型選抜、一般選抜、自己推薦型選抜、社会人選抜の4つの入試区分で学生を受け入れており、いずれの区分にも学力の三要素を測る仕組みがある。

学生の学習成果獲得のために、「履修カルテ」と「学修ポートフォリオ」を基にルーブリック評価を加え、学生の学習状況の把握を行っているだけでなく、ADシステム（Advise and Discussion System）を活用しながら学生にきめ細かい指導を行っている。ADシステムについては、学習支援のみならず、進路指導にも活用され、学生インタビューにもたびたび登場し、学生生活を送る上で、学生に大きな安心を与えていている。

授業評価アンケートの活用について、集計と分析まではかなり丁寧になされているものの、報告書にあった「教務部会において見直され、各教員はこの結果を授業改善に活用している」取組みについて、具体的な改善の取組みを組織的に行っているのかは不明瞭であった。PDCAが明確になるようティーチングポートフォリオなどを作成し、各教員の意図や取組みを明文化し、可視化、公表することでより良い学習成果が期待される。

昼食として提供している給食の取組みは学生の健康と学修の充実を考えたものであり、行事食や食文化の継承にも役立っている。食物栄養科の学生や保育科の学生が自身の健康だけでなく、施設の活用など、専攻している学習にも関連する課題を多く提示するものであり、全国的にも珍しく大変優れた取組みである。

基準III 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員、非常勤教員ともに教育課程編成・実施の方針に基づいて配置しており、教員組織は学習成果獲得が向上するよう機能している。研究紀要是隔年で発行し、教員の研究成果発表の場として機能している。

FD活動は、研修会を実施するとともに日常的に活動しており、授業評価アンケートの全組織における活用では、さらなる成果が期待される。なお、教員のティーチングポートフォリオの作成やFD報告書などへの改善例の掲載など、授業改善の取組みを明文化し可視化することが望まれる。FD・SD合同研修会を開催するなどしているが、取組み不足がみられるため、FD・SD活動を通して教職員協働で短期大学の教育を点検する機会を作ることが望まれる。教職員は就業規則にのっとって就業しており、関連法令を遵守している。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、施設設備、教室、備品等は、学習成果獲得のために必要な数と質を有している。食物栄養科では集団給食研究室、集団給食室をはじめとして実習室が充実しており、集団給食の献立作成と調理実務の場として活用されている。保育科では保育実習室や子どもシアターのほか複数の音楽教室、ピアノレッスン室があり、学生が個人レッスンを受けることができる。図書館ではノートパソコンの貸し出しを行い、情報収集やレポート作成に活用されている。また、「MEMORIAL LIBRARY」や「食文化の館」では貴重な食に関する民俗文化財や資料、彫刻、絵画を展示しており情操を育むことができる。学内には有線 LAN 及び無線 LAN が敷設されており、授業等に活用している。また、ウェブ会議システムを利用したオンライン授業を実施しており、十分な学習成果が獲得できるよう努めている。

財務状況については、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、経営改善計画に沿って財務体質の改善を図るとともに短期大学の定員充足率をあげることが望まれる。

基準IV リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき適切に選出されており、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に基づき法人を運営しており、強いリーダーシップを発揮している。理事は、規程に基づく審議事項を審議し、同時に理事長から事業についての状況説明を受け、職務執行を監督している。理事会は、法令改正に伴い規程改定が求められた場合、あるいは教学運営にかかわる変更が必要となった場合には、即時対応し取り組んでいる。理事会は、学生減少により支出超過となっている財務状況を改善するため令和 3 年度に経営改善計画を策定し、経営改善に取り組んでいる。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を聴取した上で最終的な判断をしている。また、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標をもとに、三つの方針を体系的に策定し、学習成果獲得の査定方法を定め、教育研究の継続的発展に向けた強いリーダーシップを発揮している。教授会は、規程にのっとって適切に運営されており、学長に意見を述べている。

監事は、寄附行為に基づいて適切に選出され、毎会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書が提出されている。なお、学校法人の業務及び財産の状況については記載されているが、理事の業務執行の状況について記載されていないので、改善を図ることが求められる。また、監事が出席していない理事会及び評議員会が開催されていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成されており、私立学校法及び寄附行為に基づいて評議員会を開催している。

学校教育法施行規則に基づく教育研究活動等の情報及び私立学校法に定める学校法人の情報は、ウェブサイトに公表・公開しており、説明責任を果たしている。